

第五次大野市地域福祉計画の概要

【基本理念】 健幸で自分らしく暮らせるまち

【根拠法令】 社会福祉法第107条第1項に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画

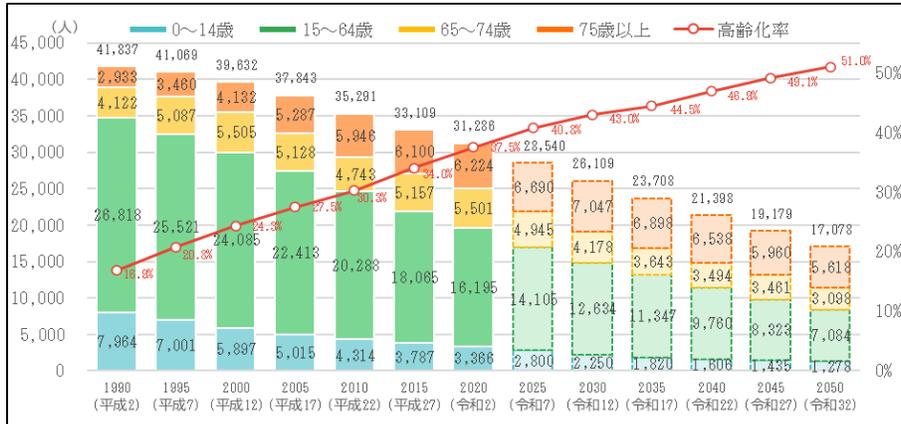
【計画期間】 令和8年度～令和12年度までの5年間

地域福祉について

【本市の地域福祉を取り巻く状況】

(総人口の推移と見通し)

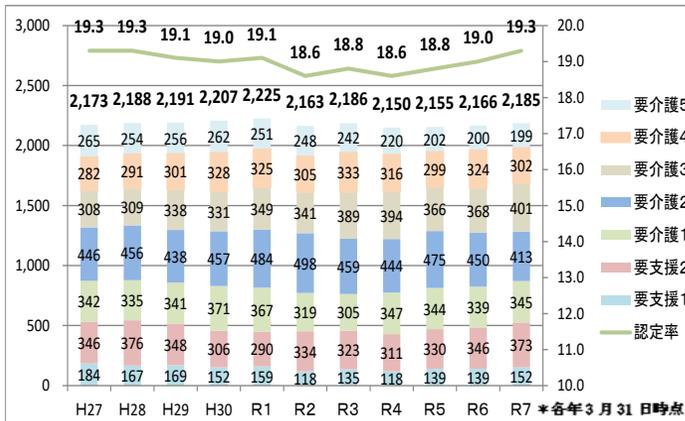
(単位：人)



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

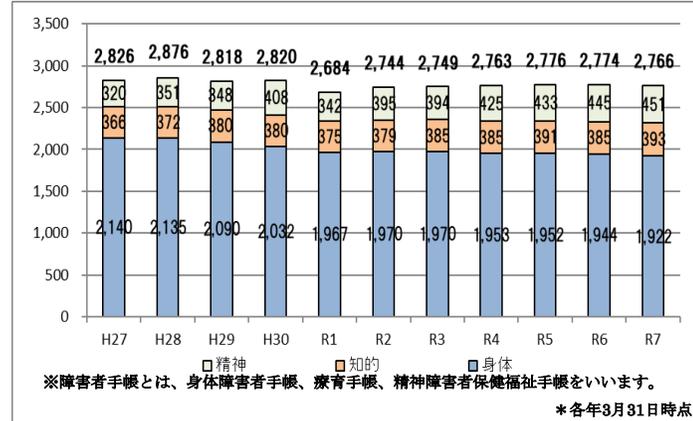
(要介護認定者等の推移)

(単位：人、%)



(障害者手帳所持者数の推移)

(単位：人)



○地域福祉に関するアンケート調査について

○調査方法

(1)調査期間 令和6年12月～令和7年1月

(2)調査方法 対象者1,000人宛てに調査書類を郵送

(3)回答者数 322人 (回答率：32.2%)

○調査結果のポイント

・回答者の約半分が、日常生活の悩みや不安を持っている。相談相手は約8割が「家族や親せき」。

【複数回答】

・日常生活の中で大切にしているつながりとして、「家族や親せき」が約9割と多く、「隣近所」と答えた方も約4割いる。【複数回答】

・回答者の約9割が、地域とのつながりが「とても必要」、「どちらかといえば必要」と回答。

・行政に望むこととしては、「必要な人に、必要な支援をつなげる仕組みづくり」、「どのような相談でも対応できる窓口の設置」、「わかりやすい福祉情報の提供」、「福祉活動を行う人材の発掘、育成」が多い。【複数回答3つまで】

基本目標	基本施策と主な取り組み内容
<p>基本目標1 地域福祉サービスの基盤づくり</p> <p>総合的な相談支援体制や地域包括ケアシステムの充実を図り、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる基盤づくりを進めます。</p>	<p>〈総合的な相談体制の充実〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な支援につなげられるよう、相談支援体制の強化のほか、施策分野を超えて連携し、総合的、一体的な支援体制の充実に努める。 民生委員・児童委員など地域福祉の担い手同士や関係機関等が連携し、地域を見守る体制を強化する。 <p>〈福祉サービス提供体制の充実〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療や介護が必要であっても、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、サービス事業者や関係機関、関係団体が連携し、適切な支援を実施する。 専門職の継続的な研修参加を促進し、スキル向上を図る。 <p>〈ボランティア・NPO活動の促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施するボランティア活動促進事業に支援を行い、人材の育成や活動しやすい環境を提供する。 <p>〈地域包括ケアシステムの深化・推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供するために、多様な職種の連携を推進する。 健康づくりを意識した事業の充実や、認知症カフェの開催などによる認知症の正しい理解の普及啓発と介護者支援を行う。
<p>基本目標2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり</p> <p>人と人とのつながりを大切にする「結の心」を醸成し、地域で互いに支え合い、助け合う仕組みづくりを進めます。</p>	<p>〈住民主体の結のまちづくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の将来像を見据え、地域で支え合い、助け合う互助の仕組みづくりの検討や事業の実施を推進する。 高齢者や障がいのある人、子育て世帯などを地域で見守る活動を支援する。 <p>〈心のバリアフリーの推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の体験教室や障がいのある人との交流を通じて、地域で支え合う福祉について「我が事」ととらえる意識づくりに努める。 福祉イベントなどにより、福祉の理解が深められるような啓発活動を実施する。 <p>〈みんなで支え合う地域づくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者ふれあいサロンが継続的に自主的な運営ができるよう支援を行う。 大野市こども・若者計画で取りまとめた、結婚支援などの若者支援や、乳幼児への支援などの子育て支援に取り組む。 障がいや障がいのある人への理解を深めるイベントや研修などを開催する。 住民や関係機関、関係団体と連携し、虐待防止と早期対応に努める。 自立相談支援センターの活動により、生活保護に至る前の段階で、就労支援などを通じ生活困窮者の自立を支援する。
<p>基本目標3 安全・安心でいきいき暮らせるまちづくり</p> <p>災害時の支援体制の整備、再犯防止に向けた地域づくりなど、住み慣れた地域で、誰もが安全・安心で健康に暮らせるまちづくりを進めます。</p>	<p>〈快適に暮らせるまちづくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進する。 住民主体の移動支援活動を支援する。 障がいのある人などのニーズにあった居場所づくりに努める。 <p>〈暮らしの安全・安心〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所への避難を必要とする人が、直接避難できる仕組みづくりを進める。 複雑化、多様化する消費者被害に市民が巻き込まれないよう、情報提供や消費者教育を実施する。 保護司会や更生保護女性会などと連携して「社会を明るくする運動」の推進と、再犯防止の理解促進に取り組む。

自殺対策について

【根拠法令】 自殺対策基本法第13条第2項に基づく、市町村の区域内における自殺対策

【本市の自殺における現状】

自殺者数の推移

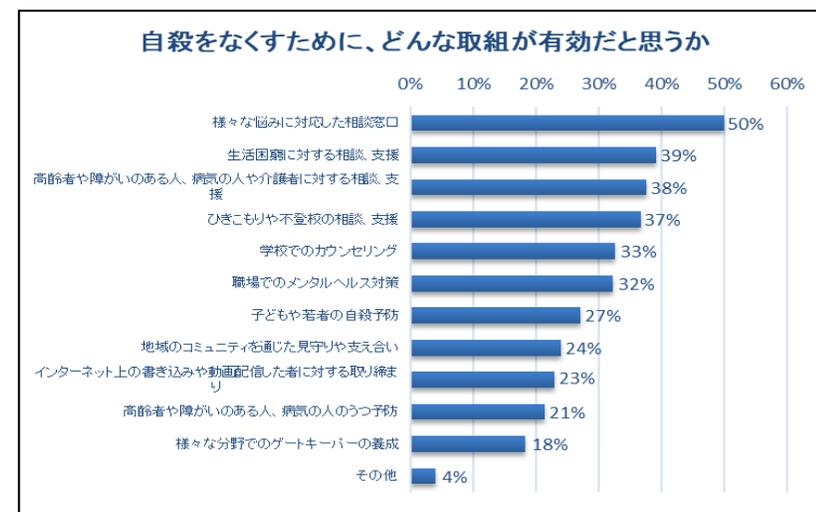
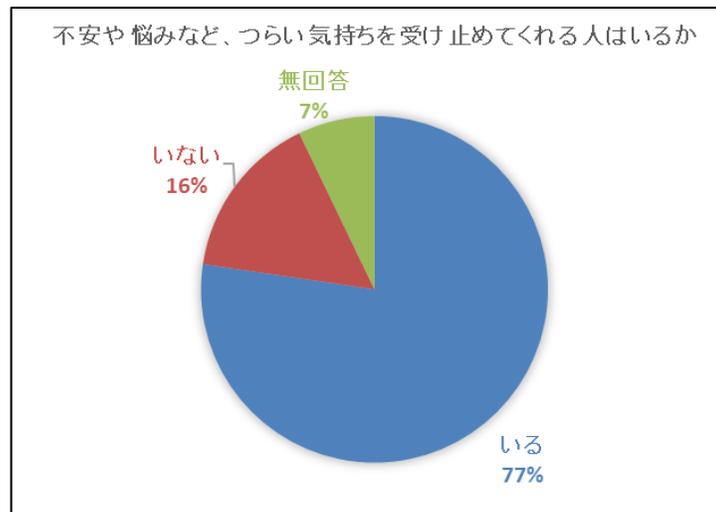
(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657	20,117
福井県	113	126	128	114	99	105
大野市	5	3	5	3	7	6

(各年1月から12月までの合計数)

【出典】厚生労働省

○アンケート結果



基本目標

基本目標4 こころの健康を支え、いのちをまもる地域づくり

悩みを持つ方への相談支援やメンタルヘルス対策、自殺に対する正しい理解の促進、自殺対策を広く支える人材の育成など、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

基本施策と主な取り組み内容

〈自殺予防に向けた啓発の推進〉

- ・自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）に合わせた啓発活動に努める。
- ・こころの病に対する正しい理解を図るための情報提供と啓発を推進する。

〈自殺予防のための相談・支援の充実〉

- ・関係機関や関係団体の連携強化などにより、包括的な相談支援体制を充実に努める。
- ・地域福祉の支援者のみならず、住民を対象としたゲートキーパー研修を継続的に実施する。

〈世代の特性に応じた施策の推進〉

- ・教育委員会や学校、児童相談所などの関係機関と連携し、自殺予防教室に取り組み、こどもの自殺の防止に努める。
- ・企業におけるメンタルヘルス対策の実施や、相談窓口の設置などを促進する。
- ・家族介護者の負担軽減のための支援を行うとともに、早期の相談につながるよう、相談窓口の普及啓発に努める。

成年後見制度利用促進について

【根拠法令】 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく、利用の促進に関する施策

【本市の成年後見制度の状況】

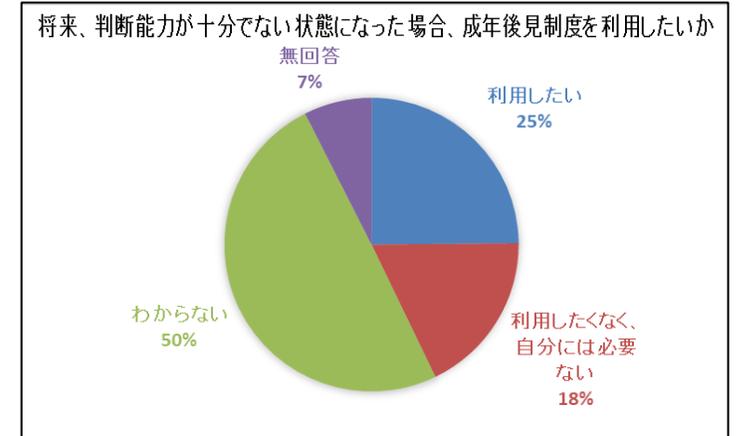
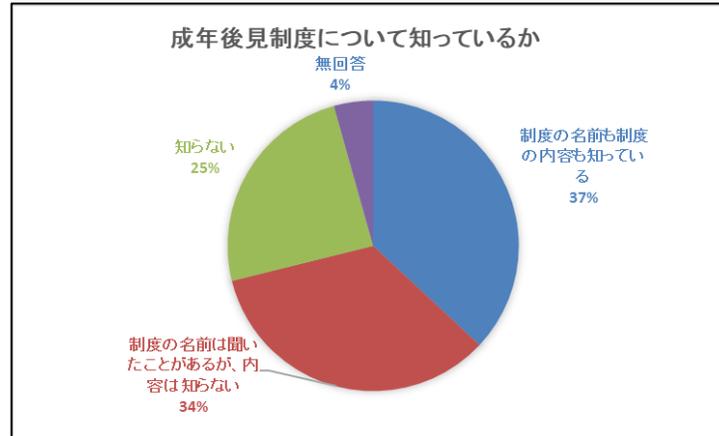
成年後見制度利用促進の中核機関 「結はあと」における取り扱い件数

(単位：人)

	R 4	R 5	R 6
相談件数	138	106	158
申立支援件数	5	6	11

(各年4月から3月までの合計数)

○アンケート結果



基本目標

基本目標5 住み慣れた地域で、自分らしい生活を守るための体制づくり

制度の周知、利用促進に向けた関係機関等の連携強化など、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が続けることができる体制づくりを進めます。

基本施策と主な取り組み内容

〈成年後見制度の理解促進〉

- ・ 広報紙、ホームページ、パンフレットなどに制度に関する情報を掲載し、制度理解を深める。
- ・ 福祉の支援者や関係機関と連携し、相談体制等の周知を行う。

〈成年後見制度利用促進に向けた連携強化〉

- ・ 関係団体等が連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげる連携体制を強化する。
- ・ 成年後見制度等の利用促進に向け、中核機関と関係機関等との更なる連携強化を図る。

〈成年後見制度等の利用促進〉

- ・ 成年後見制度の相談窓口の周知を行い、円滑な制度利用を促進する。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用者が、判断能力の低下による成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう、関係機関と連携する。